

岩手県告示第529号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和8年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
栃内病院	盛岡市西仙北一丁目15番7号	令和11年9月30日